

厚生労働省
東京労働局発表
平成30年8月31日

担	東京労働局労働基準部賃金課 課長 稲貫 央
当	主任賃金指導官 石川 浩 賃金指導官 若月 知宏 電話 (03) 3512-1614

東京都最低賃金を985円に引き上げます

=発効日は平成30年10月1日です=

東京労働局長（前田 芳延）は、東京都最低賃金を27円引き上げ、時間額985円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

東京都最低賃金（地域別最低賃金）の改正については、本年7月4日、東京労働局長から東京地方最低賃金審議会（会長 都留 康）に対し諮問を行いました。

同審議会は、8月6日、現行の時間額958円を27円引き上げて、985円に改正する（引上げ率2.82%）ことが適当である旨の答申を行いました。

これを受けて東京労働局長は、答申内容の公示等所要の経路を経て、東京都最低賃金を時間額985円とする決定を行い、本日（8月31日）、官報公示を行いました。効力発生日は平成30年10月1日となります。

東京労働局では、引き続き、改正された最低賃金額を始めとする最低賃金制度の周知を行うとともに、中小企業・小規模事業者に対する支援施策を推進していきます。

1 最低賃金について

（1）適用

東京都最低賃金は、東京都内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

なお、派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

（2）金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

(3) 過去10年間の改正状況

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
引上げ額	25円	30円	16円	13円	19円
時間額	791円	821円	837円	850円	869円

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
引上げ額	19円	19円	25円	26円	27円
時間額	888円	907円	932円	958円	985円

(4) 近隣各県における平成30年度地域別最低賃金改正の状況

県名	時間額(引上げ額)	発効日
埼玉	898円(27円)	10月1日
千葉	895円(27円)	10月1日
神奈川	983円(27円)	10月1日
山梨	810円(26円)	10月3日(予定)

(5) 関係法令

○最低賃金法第4条第1項

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

○最低賃金法第40条

第4条第1項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、50万円以下の罰金に処する。

2 厚生労働省では、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、以下の生産性向上等のための支援を実施しています。

(1) 業務改善助成金(別添1リーフレット参照)

事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に、生産性向上のための設備・機器等の導入経費(業務改善経費)の一部を助成するもの。

※業務改善助成金についてのお問い合わせは、(4)の「東京働き方改革推進支援センター」(電話0120-662-556)にお尋ねください。

(2) キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)(別添2リーフレット参照)

有期契約労働者の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給を図った事業主に助成するもの。

(3) 人材確保等支援助成金(人事評価改善等助成コース、設備改善等支援コース)

生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性向上を図り、賃金アップと離職率低下を実現した事業主に対して助成するもの(人事評価改善等助成コース)及び生産性向上に資する設備等への投資を通じて、生産性向上、雇用管理改善(賃金アップ)等を図る事業主に対して助成するもの(設備改善等支援コース)。

※前記(2)、(3)についてのお問い合わせは、最寄りのハローワーク又はハローワーク助成金事務センターにお尋ねください。

(4)「東京働き方改革推進支援センター」(別添3リーフレット参照)

東京労働局委託事業として、平成30年4月から「東京働き方改革推進支援センター」(電話 0120 - 662 - 556) を開設し、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業・小規模事業者等を中心に、非正規労働者の処遇改善、労働時間の短縮、生産性向上による賃金引上げ、労働関係の助成金の活用及び人手不足の緩和等の取組を支援するため、専門家による相談対応(電話・メール・対面・訪問)や出張相談会・セミナー等を実施しています。

3 改正された最低賃金額の周知(別添4リーフレット参照)

東京労働局では、ターミナル駅周辺における大型デジタルサイネージや横断幕、主要路線沿線に所在する労働基準監督署庁舎外壁の懸垂幕による周知広報を行うほか、地方公共団体の広報誌への掲載、公共機関、業界団体等に対するリーフレット・ポスターの掲出等により周知を図ります。